

大基委大評第 100 号
平成 29 年 3 月 13 日

常磐大学
学長 富田信穂 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永田恭



貴大学の大学評価（認証評価）結果について

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、本協会理事会において、貴大学に対する大学評価結果が確定いたしましたので、ご通知申し上げます。本件の詳細につきましては、同封いたします各種文書をご確認ください。

敬具

【同封資料】

- 1 「常磐大学に対する大学評価（認証評価）結果」（1部）
- 2 <評価結果（委員会案）に対する意見>への対応
- 3 認定証及び認定マーク関連資料

以上

別紙

1. 公表解禁日時は、平成29年3月22日（水）13時とする。
2. 刊行物やホームページへの認定証ならびに認定マークの掲載は公表解禁日時以降とする。

常磐大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2024（平成36）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、貴大学の前身にあたる裁縫教授所（伝習所）が1909（明治42）年に開設されて以来の建学の精神である「実学を重んじ、真摯な態度を身につけた人間を育てる」を基礎として、1983（昭和58）年に開学した。現在は、人間科学部、国際学部及びコミュニティ振興学部の3学部、人間科学研究科、被害者学研究科及びコミュニティ振興学研究科の3研究科を有し、茨城県水戸市にキャンパスを設置している。

2009（平成21）年度に本協会の大学評価（認証評価）を受けた後は、「教学会議」及び常任理事会の連携のもとに、指摘された事項の改善に向けて取り組んできた。とりわけ、2011（平成23）年度より「全学自己点検・評価規程」を施行し、従来の自己点検・評価システムを刷新して内部質保証の実質化・恒常化に努めるとともに、2期目となる「学校法人常磐大学 Mission & Vision」（以降「Mission & Vision」）（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）、これを実現するための目標及び行動計画にあたる「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」（以降「5ヶ年経営改善計画」）を策定したうえで、組織的・継続的な自己点検・評価を行ってきた。

こうした活動が、統一的なシラバスの作成やチェック体制、組織的な修士・博士論文指導など、学部・研究科における教育の改善・向上に結び付いているといえる。また、資格取得や就職のサポートなどの学生支援、大学施設や附置研究所を通じた地域社会との連携や社会貢献にかかる活動も見受けられ、小規模大学としての利点を生かした取組みとして評価できる。その一方で、かねてよりの課題である学生定員の充足については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率のいずれも、複数の学部・学科において低調であるため、是正する必要がある。

もっとも、定員充足率の低調傾向に対しては、「Mission & Vision」「5ヶ年経営改善計画」を踏まえ、2016（平成28）年度より2研究科（被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）の学生募集停止など大学院の改編等を実施し、2017（平成29）年度より3学部10学科から2学部（人間科学部、新設の総合政策学部）8学科への改組転

換を予定している。教育組織の改編は在籍学生の教育・研究に支障を生じさせることもあり、また、その改編が短期間のうちに重ねて実施されることは社会に対して責任を負う教育機関のあり方として好ましくはないが、この間の貴大学の教育実践を基に在籍学生のフォローアップに努めるとともに、所期の目的が果たされるよう期待したい。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は建学の精神を基礎とし、「自立」「創造」「真摯」という教育理念を掲げている。また、「教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）ならびに法人建学の精神に則り、学際的な協力によって専門の学術を研究教授し、広い視野を持ち、創造的な知性と豊かな人間性を備えた真摯な人材を養成することを目的とする」という大学としての目的をはじめ、大学院及び学部・研究科ごとの教育研究上の目的を大学学則及び大学院学則で定めている。なお、これらの理念・目的は、『履修案内』等を通じて、教職員や学生に周知するとともに、ホームページを通じて広く社会に公表している。

理念・目的の適切性については、「Mission & Vision」「5ヶ年経営改善計画」を通じて「教学会議」及び常任理事会が中心となって、また、学部・研究科の理念・目的の適切性については、「全学自己点検・評価委員会」及びそのもとで各教育組織等の単位で設置された「自己点検・評価実施委員会」などによって、定期的な検証がなされるようになっている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、人文系 3 学部及びこれらを基礎とする 3 研究科を設置するとともに、心理臨床センター、国際被害者学研究所及び博物館学博物館を併設している。それは、建学の精神を基礎とする教育研究組織であり、大学の理念・目的に沿ったものであるといえる。

教育研究組織の適切性に関しては、学長を中心に、「教学会議」及び常任理事会の連携のもと、学部教授会、研究科委員会、「教務委員長会議」などで検証を行っているが、2013（平成 25）年以降は「5ヶ年経営改善計画」にしたがって設置された「将来計画準備委員会」のもとで、定員管理を含めた教育研究組織の検証を行っている。

3 教員・教員組織

<概評>

貴大学の理念・目的を実現するため、大学として求める教員像を「知識を教えるだけでなく実践的な教育を重視し、一人ひとりの能力を伸ばす教育、社会に貢献できる力を持つ教育」の達成に向けて活躍できることに求めている。教員組織の編制方針に関しては、大学全体として教員数、年齢構成、学部教授会への所属について定めているが、一部を除き学部ごとの具体的な教員像と教員組織の編制方針については、今後の課題とされている。

専任教員数については、学部・研究科ともに大学設置基準等で定められた規定数を満たしているが、年齢構成については、大学全体では大きな問題はないものの、若干の偏りが一部に見られる。

教員の募集・採用・昇格については、教員採用の基本方針を定めるとともに、「教員の採用および昇格の手続に関する規程」「教員資格審査規程」等において、職位と資格の関係や審査基準が明確化され、必要とされる審査は、「資格審査委員会」及びそのもとに設置された「業績調査会」が行っている。また、昇格審査を教員に周知するために、毎年度、昇格審査請求時に全教員に申請手続きを周知している。任期付きの教員には、「任期制教員に関する規程」に基づく任用の教員のほか、特任教授、特任准教授、特任助教、客員教授があり、それぞれ、「特任教員規程」「客員教授規程」において、必要な事項が定められている。

教員の資質向上を図るための活動に関しては、全学のファカルティ・ディベロップメント（FD）を中心にして、新任教員研修を行うとともに、FDフォーラムを開催しているが、各学部・研究科においても個別のFD活動を行うなど活発になされている。さらに、個々の教員の研究活動については、「大学教員の勤務および服務規程」によって各自が毎年学長に対して報告することが義務付けられている。

教員組織の適切性に関する検証は、学部については常任理事会、「教学会議」「合同教授会」が連携して、大学院については常任理事会と「教学会議」の連携のもと、「大学院運営委員会」及び各研究科委員会が主体となって定期的に行っている。なお、現在進行中の教育研究組織の改編と密接に関わる教員組織の適切性については、「5ヶ年経営改善計画」に基づき、上記の検証体制のもと 2017（平成 29）年度までに行うとしている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

貴大学では、教育方針、教育目標を定めるとともに、学則等に定められた目的を踏まえ、学部、研究科それぞれにおいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及びこれに連関した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、ホームページ や『履修案内』等に明示し、教職員・学生等を含む社会一般に対して周知・公表している。また、ホームページ等では、修得すべき学習の成果については、「TOKIWAが目指す学生モデル」を策定し、これに基づいて「知識・理解」「思考・判断」「態度」「技能」に整理し明示している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等の適切性については、「5ヶ年経営改善計画」に基づき、年度ごとに、各学部・研究科の「自己点検・評価実施委員会」等における自己点検・評価等を通じて検証される仕組みが構築されている。

人間科学部

学則に定められた目的を踏まえ、深く広い教養と基礎的知識、問題発見と解決能力、高い倫理観と社会的責任、専門的な知識と応用能力をもつ人材の養成を目標に、学部及び各学科の学位授与方針を定めている。

各学科で定めている方針の一例として、心理学科の学位授与方針については、「人間にアプローチするための科学的な心理学的方法を理解することができる」などの4項目を定めている。

また、学位授与方針に基づき教育課程の編成・実施方針が定められ、人間にに関する総合的な理解の基礎を修得するための学部共通科目をはじめ、高度な専門的知識と応用能力を修得する少人数によるゼミナール・卒業研究からなる教育課程を編成している。各学科も、それぞれの教育課程の編成・実施方針を定め、一例として心理学科においては「科学的な心理学の方法を身に付けるために、心理学実験実習、心理学研究法、および統計学などの基礎科目を徹底して重視する」ことなど5項目を定めている。

国際学部

豊かな教養と人間性を基礎に、グローバル化する社会に不可欠なコミュニケーション能力とマネジメント能力をもとに、国際社会のみならず地域社会においてもリーダーシップのとれる行動力ある人材を養成する学部の学位授与方針を踏まえ、各学科の学位授与方針を定めている。

各学科で定めている方針の一例として、経営学科の学位授与方針については、「実務に対応した専門性を高めようとする真摯な態度と意欲を身に付けている」などの4項目を定めている。

学位授与方針で明示した学習成果を上げるため、より特化した「専門」分野を編成する、習熟度別かつ少人数クラスを編成するといったことを学部の教育課程の編成・実施方針として定め、さらに各学科においてもこれを定めている。

コミュニケーション学部

貴学部の学位授与方針については、グローバル化の進展により、国際的な動きとコミュニケーションとの結びつきが強まる中、地域における課題を発見し、その解決策を模索・提示し、自ら活動していくことで地域社会の振興に貢献できる人間性と専門的知見を兼ね備えた人材を養成すると定め、各学科も学位授与方針を定めている。

各学科で定めている方針の一例として、コミュニケーション文化学科の学位授与方針については、「社会や地域の実態を分析し、課題や問題を適切に把握できる力を身に付けている」などの4項目を定めている。

学位授与方針で明示した学習成果を上げるため、学部の教育課程の編成・実施方針の中で、基礎から専門までの幅広い知識・技能を体系的に修得するカリキュラムを編成するとして、学部共通科目、各専攻科目及び演習関連科目、そして実習科目、ゼミナールや卒業研究の編成をうたい、学科ごとにも方針を定めている。

教育課程の編成・実施方針の適切性は今後、学部学科の改組転換計画との関係で改めて検証することにしている。なお、2017（平成29）年度からの募集停止が決まっているが、すべての在籍学生が卒業するまで、現行の学部・学科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検討、検証は怠りなく行なうことが望まれる。

人間科学研究科

大学院学則に定められた目的を踏まえて、修士課程と博士課程（後期）の学位授与方針を定めている。修士課程では、人間科学の幅広い視点に立って人間を理解し、人間に関わる諸問題を世界的視野で捉え、その解決に向けて、研究者として、あるいは専門的職業人として行動でき、人間科学の各分野においてリーダーシップを発揮して、人間社会の文化と福利に貢献することができることとし、博士課程（後期）では、専攻分野で創造的な学術的知見を見出し、自立した研究者または高度に専門的な業務の従事者として社会一般の福祉の向上に貢献できること、奥深く研究した高度な専門的能力を基礎に、世界的視野で考え、当該分野でリーダーとして問題解決を指導できることを修得しておくべき学習成果としている。

これを踏まえて、修士課程と博士課程（後期）の教育課程の編成・実施方針を定

めており、修士課程においては、個としての人間を理解するため、生命科学と心理学、そして教育学の観点から学べる科目を配置し、博士課程（後期）においては、人間が抱える諸問題を科学的な視点で研究するためのカリキュラムを編成することなどを明示している。

■被害者学研究科

大学院学則に定められた目的を踏まえて、修士課程と博士課程（後期）の学位授与方針を定めている。修士課程では、被害者学研究の国際的動向を視野に入れつつ、優れた学識と研究能力を有し、現代社会において指導的役割を果たすことができ、被害者の適切な支援のためのリーダーシップが発揮できることとし、博士課程（後期）では、世界的視野に立って、我が国の被害者学を発展させるための高度な知識を有する研究を行うことができ、被害者支援等のための政策立案に関わる能力を有し、指導者的役割を担うことができること、そして専門的職業人として活躍できることを修得しておくべき学習成果としている。

これを踏まえて、修士課程と博士課程（後期）の教育課程の編成・実施方針が定められている。修士課程では、4領域にわたって必修科目と選択科目をバランスよく履修できるような科目配置の考え方が示されている。一方、博士課程（後期）では、博士論文作成に向けて一貫した指導ができるように「被害の原因と対策」に領域を絞って、基幹科目、研究科目、研究報告からなる教育課程の編成を定めている。

■コミュニティ振興学研究科

修士課程の学位授与方針については、大学院学則に定められた目的を踏まえ、「地域社会の多様な指導者として、公共的な能力を有し、公正な態度と倫理観に基づく幅広い教養を身につけ、リーダーシップを発揮できる」などの2項目を定めている。

この方針に基づき、専門的なカリキュラムとして地域政策領域をはじめとする4領域を設け、それぞれ教育課程の編成・実施方針を定めている。

この方針の一例として、地域政策領域では、地域が抱えるさまざまな課題の解決・解明のため、政策科学分野の科目を主体に、経験や実践を視野に入れたカリキュラムを編成するとしている。

（2）教育課程・教育内容

＜概評＞

■大学全体

各学部・学科、研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科

目を開設し、配当学年や必修・選択必修の科目区分を定め、各授業科目を体系化し、学生に系統的な学習及び順次性を示すための「カリキュラム分類コード」を導入するなど、順次性と体系性を備えた教育課程を編成している。さらに、2012（平成20）年8月の中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を踏まえ、授業科目を整理するなど、学部・学科のカリキュラムの見直しを図っている。

また、学部における全学共通教育においては、教育課程の編成・実施方針に定められた「現代社会に生きる人間として不可欠な要素を養うとともに、幅広い視点から物事を判断する知識を習得する」ための「総合講座」や実践ないし体験型の「特別企画科目」を設けたり、語学科目の英語では高・大の接続に配慮したり、学際性への対応として、学部・学科間の相互乗り入れ制度を用意したりするなど、貴大学ならではの工夫がなされている。研究科では、各研究科の基本方針に沿う「領域科目」が定められ、論文作成のための「共通科目」を開設し、学修の進展に合わせた教育を展開するよう努めている。

教育課程の適切性については、毎年度、学部では「教務委員長会議」と各学部教務委員会を中心にして「学科会議」「学部運営会議」、教授会との連携で、大学院では「大学院運営委員会」と各研究科委員会との連携で検証を行い、次年度の教育課程に反映させている。

人間科学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、「人間にに関する学際的および総合的な理解の基礎を修得するため」の学部共通科目（必修科目）を1年次及び3年次に1科目ずつ配置したうえで、学科ごとに「学科基本科目」とその他の専門科目を年次に応じて配置している。このように、教育課程は、学生が専門分野の理解を順次に深めていくよう、体系的に編成されているといえる。

この他に、「教育職員免許状課程」「司書教諭課程」「管理栄養士国家試験受験資格」「社会調査士課程」「全国大学実務教育協会認定資格」等、各学科の教育課程に対応する免許・資格関連科目も設けられている。

国際学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、学部共通科目として「国際学入門」と「基礎ゼミナール」を必修科目としている。「国際学入門」は国際学に関する基本知識を得るために包括的・入門的な授業であり、「基礎ゼミナール」は貴学部独自の授業であり、ゼミナール活動に備えるため、グループ・ワークを通じた発表力をつけた授業となっている。

履修方法や配当年次などは、毎年度発行される『履修案内』によって学生に告知されており、経営学科にはカリキュラムツリーと履修モデルがあるものの、英米語学科では示されていない。

コミュニケーション学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、コミュニケーションに関する問題解決能力に必要な知識・技能の修得を目指す基礎科目及びコミュニケーションの理解・活動に努める科目の2科目と卒業研究が必修科目となっている。

コミュニケーション文化学科ではコミュニケーション生涯学習、ミュージアムマネジメント、地域文化、デジタル・アーカイブの4分野、地域政策学科では政治・行政、都市・環境の2分野、ヒューマンサービス学科では社会福祉、福祉臨床心理、ボランティア・市民活動の3分野というように、特定分野を定めることで学生が入門科目から応用・専門科目へ進めるよう系統的に履修する工夫が行われている。

人間科学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づいて、コースワークに相当する領域科目とリサーチワークに相当する共通科目を学年進行に沿って配置している。

修士課程では、コースワークとして、人間にに関する学際的・総合的な研究教育を行う目的に沿って、人文・社会・自然科学にわたる3領域の科目が配置されている。リサーチワークとしては、研究方法論に関する科目と修士論文指導に関する科目が学年進行に合わせて配置され、研究計画書に沿って計画的に研究を進められるよう配慮されている。この他、研究科担当教員全員が出席する合同演習及び中間発表会において、修士論文作成における指導、研究内容の妥当性の確認が行われている。

博士課程（後期）では、コースワークとして3領域で体系的な履修ができるようカリキュラムが編成されており、リサーチワークとしては、研究方法論に関する科目と博士論文指導に関する科目が学年進行に合わせて配置され、研究計画に沿って学位取得まで計画的に研究を進められるように配慮されている。また、コロキウムには研究指導教員、副研究指導教員以外の研究科教員も出席し、博士論文作成における指導、研究内容の進捗と妥当性の確認が行われている。

なお、2016（平成28）年度より大学院研究科は修士課程、博士課程（後期）ともに貴研究科を軸に再編された。特に博士課程（後期）は収容定員の減員によって学生数の少ない「小規模専攻」となるため、体系的・組織的な教育課程を用意するだけではなく、学生同士が切磋琢磨できる教育研究の質的側面の確保が課題となっている。

被害者学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づいて、コースワークに相当する領域科目とリサーチワークに相当する共通科目を学年進行に沿って配置している。

修士課程では、被害者学に関わる高度な専門的知識をもつ人材を養成するために、コースワークとして被害者学がカバーする4つの領域の科目が編成され、リサーチワークでは研究計画書に基づいて入学から学位取得まで一貫した指導が行われる。

博士課程（後期）では、2014（平成26）年のカリキュラム見直しによって「基幹科目」「研究科目」「研究報告」の3つのカテゴリーの科目が立てられた。このうちコースワークは「研究科目」に相当し、「被害の原因と対策」の領域を体系的にカバーしている。博士論文執筆を指導する「基幹科目」と学内外における研究発表を指導する「研究報告」がリサーチワークに相当する。また、研究科担当教員全員が出席するコロキウムでは、専門的見地から研究内容の妥当性と進捗を確認している。

コミュニティ振興学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づいて、コースワークに相当する領域科目をバランスよく配置し、リサーチワークとしては、論文指導に関わる基幹科目（「修士論文研究」「修士論文特別研究」と、方法論に関わる科目（4領域に関わる共通した方法論と領域別の研究法）を配置している。また、合同で開催される修士論文の中間発表会では、複数の教員から指導を受けることができる。

なお、貴研究科はすでに2016（平成28）年度から募集を停止しているが、現行カリキュラムの教育内容については、在籍学生が修了するまで研究科として責任を持って対応することが「大学院運営委員会」で決定されている。

（3）教育方法

＜概評＞

大学全体

教育課程の編成・実施方針に基づき、より高い教育効果が見込まれるよう講義、演習、実験・実習等の授業の形態が選択され、また、単位の実質化を図るため、資格取得等のための例外的な場合を除き、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位と定めている。くわえて、2013（平成25）年度より、「全学学修サポート委員会」が主体となって、e-ラーニングシステムを導入し、教員が学生を指導する際に事務基幹システム（Campus Plan）の学生カルテ機能を活用するなど、学修支援の向上に取り組んでいる。

シラバスの書式は全学で統一されており、その内容のチェック体制も学部では教

務委員会及び「総合講座委員会」を主体にして整えられている。授業内容・方法とシラバスとの整合性については、学生に対する授業アンケートに確認項目を設け、シラバスと授業内容が対応していないと感じる学生は減少傾向であることが報告されており、改善が窺える。また、G P A制度を採用しており、成績評価基準は『履修案内』やシラバスに明示され、学生が評価に疑問がある場合は、その申し立てにより教務委員会が検証する制度となっている。

大学院については、修士課程、博士課程（後期）ともに、研究指導の内容・方法やスケジュールが『大学院履修案内』に明示され、フローチャートを用いて説明されている。

教育内容・方法の改善を図るため、全学的組織として「教学会議」のもとに「常磐大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置しており、F D活動の推進、授業アンケートの実施などに組織的に取り組んでいる。また、大学院については「大学院F D委員会」が「常磐大学大学院F Dフォーラム」を開催している。

人間科学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育目標の達成に向け、各授業科目の目的に合わせて講義、演習、実習いずれかの形態をとっている。その際、2013（平成25）年のカリキュラム改革で提示された「T O K I W Aが目指す学生モデル」に沿って、「問題解決力」「コミュニケーション力」を養う授業方法を工夫している。

授業の内容・方法の適切性については、大学全体としての取組みのほか、「人間科学部自己点検・評価実施委員会」が、「常磐大学人間科学部実現計画」をもとに学科ごとの授業内容・方法の改善に向けてP D C Aサイクルを展開するよう努めている。

国際学部

大学が定めた3つの教育の重点ポイント（「語学力」「コミュニケーション力」「問題解決力」）に基づき、経営学科では「ビジネス基礎実習」をはじめとした実践的授業科目を配置し、プロジェクト型学習を実施している。また、講義形式の科目でも学生の主体的参加を求めるアクティブ・ラーニングを採用している。英米語学科では学科基本科目を含めて大半が実習形式を採用し、さらにアクティブ・ラーニングを取り入れている。

なお、シラバスの書式は全学で統一されているものの、授業概要の項目を使って授業目的を執筆する担当教員も散見できることから、講義の目的と講義概要を分けて執筆することが望まれる。

授業方法などの改善については、必修科目担当者による授業内容や履修状況の情

報共有と連携促進、授業公開、「mini FD」などを実施している。

■コミュニティ振興学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、学部共通科目となっている「コミュニティ活動演習」等で、地域社会と連携しながらさまざまなフィールドワークを行っており、多数の学生が参加している。また多くの専門科目でアクティブ・ラーニングを取り入れている。

シラバスの書式は全学で統一されているものの、授業概要の項目を使って授業目的を執筆する担当教員も散見できることから、講義の目的と講義概要を分けて執筆することが望まれる。また、1回目の授業で成績評価基準の説明が担当教員からされることになっている。なお、教育内容・方法等の改善については、「FD委員会」や「教務委員会」等で検討している。

■人間科学研究科

授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態がとられており、研究指導及び学位論文作成指導は、研究計画書に基づいて行われている。また、成績評価の指標はシラバスに記載されているほか、修士課程の合同演習、博士課程（後期）のコロキウムのような共同担当の授業科目では、あらかじめ評価基準を定め、担当教員全員の評価の平均値によって成績を評価するようにしている。

FD活動については、大学院全体の取組みのほか、研究科委員会を中心に授業改善のための検討がされており、とりわけ学位論文発表会やコロキウムなど複数教員が関わる科目における検討を通じて改善が図られている。

■被害者学研究科

授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき適切な授業形態がとられており、研究指導及び学位論文作成指導は、研究計画書に基づいて行われ、成績評価の指標はシラバスに記載されている。

FD活動については、大学院全体の取組みのほか、教育体制等の改善のためのアンケート調査を実施している。

■コミュニティ振興学研究科

授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論研究と実践研究ができるよう適切な授業形態が採用され、その内容及び成績評価の指標は『履修案内』とシラバスに明示されている。

研究指導及び学位論文作成指導は、研究計画書に基づいて行われており、学位論

文の進捗状況は中間発表会で確認することが義務付けられている。

F D活動については、大学院全体の取組みのほか、「大学院F D委員会」を通じて研究科委員会においても教育内容・方法の改善に向けた検討を行っている。

(4) 成果

<概評>

学部の卒業要件は学則に規定し、大学の『履修案内』によって学生に明示するとともに、学位授与は、各学部の教務委員会による確認の結果、各学部の教授会の認定を経て、学長により行われている。また、研究科の修了要件や、学位授与にかかる論文の審査方法及び学生に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準は各研究科の学位論文審査細目等に規定し、『履修案内』によって学生に明示している。学位審査は、こうした規程に基づき、修士課程、博士課程（後期）ごとに行われ、各研究科長の責任のもと最終的に学長が学位授与を決定している。

卒業・修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標については、学位授与の状況、就職や進学の状況及び資格取得や研究論文発表数の状況などを活用している。また、卒業後の視点から、教育目標に沿った成果について検証し、今後の教育課程等に生かすことを目的とした「卒業生満足度アンケート」が常磐大学同窓会の協力のもとで 2015（平成 27）年度に試験的に実施され、教育内容の満足度は高かった。くわえて、人間科学部コミュニケーション学科では、ループリック評価を試験的に導入していることなど、学習成果を測定するための試みが実行されている。今後も学習成果を測定するための評価指標の策定について、さらなる検討を期待したい。

5 学生の受け入れ

<概評>

理念・目的を踏まえ、大学全体及び各学部・学科、研究科・課程ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、求める学生像を『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book』『募集要項』、ホームページで公表している。学生の受け入れ方針の一例として、人間科学部心理学科では「人間や社会およびその諸現象に対して広く深い関心を持っている」などの 6 項目を満たした人を求めている。

学生募集に関しては、高校訪問、進学説明会、オープンキャンパス、ホームページ、『募集要項』の配付などにより周知を図るとともに、入学者選抜では一般入試、推薦入試、外国人留学生・帰国子女入試、社会人入試等を実施し、公正・適切に選

抜を行っている。大学院では、大学院進学説明会、ホームページ、『募集要項』の配付などにより周知を図るとともに、春セメスター入学、秋セメスター入学に関し、一般試験入学制、社会人入学制、臨床心理学領域入学制、外国人大学院生入学制等の入試を実施し、公正・適切に選抜を行っている。また、障がいのある学生の受け入れについては、学部の場合は『募集要項』やホームページで明示し、学部・大学院とも障がいの個別ケースごとに配慮し対応している。以上の入学者選抜の実施方法は、学生の受け入れ方針と概ね整合性が保たれているといえる。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率は、大学全体及び各学部でいずれも低いので、是正されたい。また、編入学定員に対する編入学生数比率も各学部においていずれも低いので、改善が望まれる。大学院においては、被害者学研究科修士課程及びコミュニティ振興学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低いものの、2016（平成28）年度より募集停止している。さらに、人間科学研究科博士課程（後期）については2016（平成28）年度に改善されたものの、2015（平成27）年度時点では同比率が低かったため、注意を要する。

学生募集及び入学者選抜については、「全学広報委員会」「常磐大学入試委員会」、各学部入試委員会及び教授会、各研究科入試実施委員会及び各研究科委員会において実施結果を定期的に検証し、次年度の学生募集及び入試計画等に反映させている。研究科を含む大学全体の定員管理については、「5ヶ年経営改善計画」に基づき、抜本的な改革・改善を行うことが必要であると、自ら改善の必要性を認識しているところであり、早急の対応が要請される。

<提言>

一 努力課題

- 1) 編入学定員に対する編入学生数比率は、すべての学科において低いことを受け、学部としては人間科学部で0.05、国際学部で0.07となっており、コミュニティ振興学部では編入学生がいないので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、人間科学部コミュニケーション学科で0.69、国際学部で0.85、同学部英米語学科で0.62、コミュニティ振興学部で0.61、同学部コミュニティ文化学科で0.53、同学部地域政策学科で0.77、同学部ヒューマンサービス学科で0.55と低いので、是正されたい。
また、収容定員に対する在籍学生数比率が、人間科学部現代社会学科で0.88、同学部コミュニケーション学科で0.60、国際学部で0.79、同学部英米語学科で0.56、

コミュニケーション学部で 0.56、同学部コミュニケーション文化学科で 0.50、同学部地域政策文化学科で 0.70、同学部ヒューマンサービス学科で 0.49 と低いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

貴大学は、「5ヶ年経営改善計画」における「学生対応」の在籍学生に対する修学支援、生活支援、キャリア支援を強化するという方針を明示し、ホームページや「教学会議」等で教職員に周知するとともに事業計画に反映させる仕組みを構築し、教職員が一体となって学生支援を行っている。

修学支援については、「全学学修サポート委員会」、学生支援センター及び学事センター、生活支援については、学生支援センターを中心として学生相談室、「全学学生支援委員会」「学生相談委員会」、進路支援についてはキャリア支援センターと「全学キャリア支援委員会」が所管し、相互に連携して上記方針の実現・取組みの検証等を行っている。

具体的な支援内容として、修学支援では、学生カルテシステムによる履修状況、欠席状況の把握をはじめ、「全学学修サポート委員会」による補習に関するサポートや障がいのある学生に対する支援等を行い、生活支援では、保健室、学生相談室を通じて生活全般や健康の相談を受ける体制を整備しているほか、課外活動の支援を行っている。また、ハラスマント対応は学生相談窓口を通じて行い、新入生に配付している『Campus Life Navi』で人権擁護の重要性について周知している。キャリア支援としては、正課授業科目の中でキャリア教育を実施したり、学年進行に沿った就職活動指導を行ったりしている。特に、学生支援センターとキャリア支援センターの窓口対応についてワンストップサービスを導入したことで利用環境が改善され、利用者数が増加している。また、簿記、会計等の資格取得に向けて学習できる環境を整備し、そこを利用する学生が教員や資格取得した学生に相談できるよう支援していることは評価できる。

こうした学生支援活動については、「学生生活満足度調査」が実施され、さまざまな角度からクロス集計を行い、改善重点項目を割り出し分析が行われている。その結果については、「全学学生支援委員会」を通じて共有し、改善効果などを検証するとともに「教学会議」で確認している。

これにより、学生の満足度向上への取組みは、改善の傾向が認められるが、施設の開館時間や駐車場等に対する要望が根強く残っていたり、学生支援センター及びキャリア支援センターの窓口の利用方法や利用環境に対する改善の意見が出され

たりしていることから、今後さらなる検討を期待したい。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究環境については、「5ヶ年経営改善計画」にしたがって、「学生および教職員の教育研究活動が十分に行える、教育研究環境を整備する」という方針を定め「教学会議」と常任理事会が連携をとり、最終的に理事会で審議する仕組みをとりながら整備する体制をとっている。

校地及び校舎面積は大学設置基準を十分に満たしている。教育研究に必要な施設・設備、機器・備品の整備については、「5ヶ年経営改善計画」にしたがって、優先順位に配慮しながら行われており、施設維持についても、施設設備課を主な責任部署として「管理規程」「管理取扱要領」等に沿って安定的に行われている。

情報関連システムについては、セキュリティ対策などが教職員に周知され、情報メディアセンターによる管理支援体制が整っているが、パソコン教室及び自習室がやや少なく、開館時間も短いため、改善要望が多い。図書館については、十分な図書、雑誌、電子ジャーナルを有し、学術情報の相互利用体制も整っており、専門的な知識を有する専任職員も配置している。今後とも、選書のあり方などに配慮し、一層の充実が望まれる。なお、収納図書冊数は、すでに収容可能冊数を上回っており、保管スペースの確保が課題となっている。また、閉館時間が19時30分と比較的早く、学生の学習環境整備のためにも延長が望まれる。

教務助手、ティーチング・アシスタント（TA）といった人的支援や、研究室、研究費、研究時間の確保などの研究環境も整っている。教員の研究費については、「大学教員研究費規程」に基づいて個人研究費と課題研究費が支給されているが、2015（平成27）年度からは「5ヶ年経営改善計画」によって、定員充足率に応じた研究費配分などが見直される一方で、研究報告書提出を必須化するなどの検討を加えた結果、「全学教員研究費規程運用細則」が制定され、各学部・研究科統一の定額支給方式に改められた。

研究倫理に関しては、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」を定めており、これを運用する「常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会規程」に対応する「常磐大学大学院研究倫理委員会規程」、不正行為の防止や不正行為が発生した場合の「研究活動に係る不正行為および不正行為への対応に関する規程」も制定されている。これを受け「不正防止計画・推進委員会」が設置され、さまざまなコンプライアンス教育の試みが行われている。

教育研究等環境全般に関する適切性については、教育・研究に関する事項は「教

学会議」のもと、各学部・研究科などが主体となり、その他の事項は常任理事会のもと、施設設備課が主体となってそれぞれ検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会との連携・協力に関しては、「Mission & Vision」において、「産官学民連携の実践」「地域連携の推進」「国際化の推進」という目標が掲げられ、「5ヶ年経営改善計画」において、地域連携及び国際交流の推進という方針が掲げられている。

この方針を実現するための担当部署として「地域連携センター」と「国際交流語学学習センター」が設置され、「教学会議」のもとで「地域連携センター運営会議」「国際交流語学学習センター委員会」が設けられている。さらに、学部・研究科の附置施設として、博物館学博物館、心理臨床センター、国際被害者学研究所が設置され、それぞれの運営委員会のもとで管理運営されている。個々の活動についてはホームページで公表されている。

「地域連携センター」と「国際交流語学学習センター」は、上記の方針を踏まえ、公的機関等への委員会等委員及び講師の派遣、連携団体をはじめ地元企業との取組み、教育研究の成果を幅広い年代に還元する生涯学習、海外の大学との交換留学生の派遣・受け入れなどを行っており、相応の成果があらわれている。

その一方で、附置施設のうち、心理臨床センターは、臨床心理士の養成機関としての機能を果たしつつ、地域社会のメンタル・ヘルスの拠点として、心理相談、講演会、講習会などを通じて適切に社会貢献を果たしている。同様に「国際被害者学研究所」は、被害者学研究科の教育・研究を支えつつ、英文雑誌の刊行、他大学とのジョイント・セミナーなど、国内外の学術交流において専門性の高い貢献を果たしてきたが、研究科の改廃にともなって現在は地域社会への貢献に軸足を移しつつある。これに対して博物館学博物館については、学部の改廃にともなって、博物館学芸員養成の実習施設としての機能を残しつつ地域社会に貢献するために、抜本的なリニューアル案が検討されている。

これらのセンター、研究所等による社会連携・社会貢献の適切性は、「教学会議」のもとでそれぞれに検証されているが、大学のセンターと学部・研究科の附置施設との二系列の組織を一つにとりまとめてその適切性を検証する仕組みの整備は、今後の課題とされている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

2013（平成25）年の理事会で「5ヶ年経営改善計画」を策定し、2017（平成29）年度までの取り組むべき課題と行動計画を明確に示し、ホームページや「教学会議」、常任理事会等を通じて教職員に周知を図っている。運用状況の検証プロセスについては、進捗状況の確認・見直しを「教学会議」と常任理事会との連携を通じて取り組み、最終的に理事会で審議される仕組みとなっている。法人としての意思決定等は、「学校法人常磐大学寄附行為」により理事会が行っている。また、2015（平成27）年の学校教育法改正の趣旨に則った学則等の規程改正を行い、教学に関する最終権限者が学長であり、教授会は審議機関であることを明確にしている。そして、「教学会議」が学部、大学院を横断的に連結させ企画、調整及び課題解決を行い、大学改革の推進及び大学の運営を円滑に進めている。このように、法人組織と教学組織の機能分担と責任体制を明確にして、互いに協力しあいながら管理運営業務を実施しており、大学としての管理運営は適切に実施されている。

事務組織は、「学校法人常磐大学管理運営規程」により教学及び管理部門にそれぞれ事務組織が構成され、「学校法人常磐大学業務分掌規程」「学校法人常磐大学事務系職員定数規程」により各部署の業務及び職員定数が明示されている。事務職員の業務・処遇評価についても「5ヶ年経営改善計画」により人員計画の策定及び実施、人件費の適正化、人材育成計画の策定及び実施を方針として、適切な業務評価と処遇改善を取り組んでいる。特に事務職員対象の人事考課制度導入に向けて2014年（平成26）年度以降、「人事考課制度構築準備委員会」で継続的に検討している。スタッフ・ディベロップメント（SD）活動に関しても階層別、目的別、業務別、海外研修の4つの柱を軸に研修体系を定めて、事務職員の能力向上と環境整備に努めるなど事務職員の人材育成に取り組んでいる。

また、規程に従い、予算会議を経て適切に予算編成が行われており、透明性や公開性が保証されている。予算執行については、「学校法人常磐大学予算執行に関する決裁規程」に権限に応じた決裁が示され、監事、公認会計士、監査室の三様監査を実施し、適切かつ客観的に行われている。

(2) 財務

<概評>

前回の本協会による大学評価での指摘に加え、2011（平成23）年3月の東日本大震災による多大な財政的損失の影響も受けて、2013（平成25）年度に、2013（平成

25) から 2017（平成 29）年度までの「5ヶ年経営改善計画」を策定し、遂行に向けて教職員一体となって、健全な財務基盤の確立を目指した各種の施策に取り組んできている。

しかし、財務状況は、過去5年間いずれの年度も入学定員を満たしてないことに加え、東日本大震災の影響も受けて、消費収支計算書の帰属収支差額において法人全体、大学部門ともに、マイナス状態が多くなっている。さらに、「帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も悪化傾向にあり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低い状態が続いていることから、教育研究目的・目標を具体的に実現するうえで必要な財政基盤を十分に有しているとはいえない。

なお、財務関係比率においては、法人全体、大学部門ともに、「その他学部を設置する私立大学」の平均に比して、若干劣る数値で推移しているが、「5ヶ年経営改善計画」の実行により、改善傾向が見られる。

今後は、毎年度、経営改善計画における個々の数値目標に対する検証を行うとともに、「5ヶ年経営改善計画」で策定した個々の具体的な改善計画を着実に実行することが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 財務関係比率は改善傾向にあるものの、いまだ十分な財政基盤が構築されているとはいえないことから、今後は、毎年度、経営改善計画における個々の数値目標に対する検証を行うとともに、「5ヶ年経営改善計画」で策定した個々の具体的な改善計画を着実に実行することが望まれる。

10 内部質保証

<概評>

「全学自己点検・評価規程」において、「本学の教職員および各組織は、自己点検・評価の趣旨を尊重し、教育研究、管理運営、財務等の各分野における質の保証について、それぞれの活動の向上および活性化に常に努めなければならない」と定めている。これを踏まえ、学長主導のもとに「全学自己点検・評価委員会」を設置し、さらに同委員会のもとに各学部・研究科や総合講座・事務系の「自己点検・評価実施委員会」を設けている。「自己点検・評価実施委員会」は、学部長、研究科長など各組織の長が委員長を務め、委員長主導のもとに全委員が点検・評価に関わっている。そして、中期計画・年度の運営計画（実現計画）と点検・評価を連動させる形で展開し、その恒常化・実質化に向けて、理事会が「5ヶ年経営改善計画」

の進捗状況を 2014（平成 26）年度から定期的に確認し、事業計画等へ反映することを可能とする仕組みを構築している。また、内部質保証を担う組織としては、「教学会議」と常任理事会との連携を密にしながら自己点検・評価を適切に実施するため、「内部質保証システム推進チーム」を設置している。さらに、監査室による「内部監査（業務監査）」や文部科学省の「学校法人運営調査」より指導・助言を受け、学外者の意見を反映させながら内部監査を遂行することを基本としている。

そして、内部質保証システムを可視化するため、年度の運営計画（実現計画）の到達目標に対する進捗状況がセメスターごとにテンプレートに書き込まれて「全学自己点検・評価委員会」に提出され、「内部質保証システム推進チーム」及び学長・副学長等がこれを集約しチェックしたうえで、その結果を各学部・研究科にフィードバックしている。この過程で顕在化した全学的な課題については、常任理事会、「教学会議」のもと、教員・職員協働による委員会やプロジェクト等で対応することになる。これらの事情に照らせば、内部質保証システムの仕組みは概ね整えられ、システムの実質化に向けた取組みが定着しつつあるといえる。なお、学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務関係書類、『自己点検・評価報告書』はホームページ上で公開し、広く社会へ公表している。

貴大学では、ここ数年の中に、学部・研究科の改組転換や新学部の設置が計画されているが、それらの計画の進捗状況を確認し、教育・研究活動の混乱が生じないよう努めることが期待される。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成 32）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上